

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和8年2月9日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 半谷 敬幸

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

旭川開発建設部 危機管理演習運営

本業務は、大規模災害時における職員の迅速かつ適切な災害対応力強化に向け、直下型地震や十勝岳噴火災害等を想定した防災訓練の企画検討、資料作成及び運営補助を実施するとともに、業務継続計画などの各種防災関連資料を更新し、今後の危機管理体制を充実させることを目的とする。

(2) 業務内容

1. 計画準備 一式

2. 防災訓練の企画検討及び運営補助等

(1) 非常参集訓練の企画検討及び運営補助 一式

(2) ロールプレイング方式訓練の企画検討及び運営補助 一式

(3) 十勝岳噴火総合防災訓練の企画検討及び運営補助 一式

(4) TEC-FORCE活動等に向けたドローン操縦訓練の運営補助 一式

3. 防災関連資料等の作成

(1) 業務継続計画の作成 一式

(2) 防災対策マニュアル・防災ポケットブックの作成 一式

4. 報告書の作成 一式

(3) 履行期限 令和9年3月10日

(4) 電子調達システム(GEPS)の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙方式参加願(別記様式1)を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること(ただし、地方自治体を除く。)。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写し)

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。

- (7) 北海道内に本店を有すること。

- (8) 配置予定管理技術者に関する要件

ア 下記のいずれかの資格を有する者

・技術士：総合技術監理部門「建設」

・技術士：建設部門

・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者※1

・土木学会認定土木技術者資格制度における以下の資格を有する者(資格分野は問わない)(※2)

①特別上級土木技術者

②上級土木技術者

③1級土木技術者

※1:「RCCMと同等の能力を有するもの」とは、RCCM試験に合格しているが、転職等により登録ができない立場にいるもの

※2:土木学会における土木技術者資格については、平成22年の資格認定者より名称変更となっていることから新資格名を記載しているが、旧資格名も同様の取扱とする。

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(不動産・建設経済局建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

イ 下記のいずれかの実績を有する者

平成27年度以降公示日までに元請として完了した業務において、以下に記載する「同種又は類似業務」について、1件以上の実績を有すること。

同種業務：北海道開発局が発注した防災訓練業務

類似業務：北海道開発局、北海道、又は北海道内の自治体が発注した防災訓練業務

(9) 業務執行体制に関する要件

ア 配置予定管理技術者については、企画提案する企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

イ 配置予定業務担当者については、以下の体制がとれること。

・業務期間内において責任者1名、担当者1名を配置すること。

(10) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者に対する業務実績に関する要件は、次のとおりとする。

提案者は、平成27年度以降に完了した業務において、下記[1]又は[2]の実績を有すること。なお、受注実績回数は問わない。

[1] 同種業務：北海道開発局が発注した防災訓練業務

[2] 類似業務：北海道開発局、北海道、又は北海道内の自治体が発注した防災訓練業務

3 手続等

(1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号

北海道開発局旭川開発建設部 契約課長補佐

電話0166-32-2379 電子メール hkd-as-juhin@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和8年2月9日から令和8年4月7日まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下の北海道開発局ホームページを参照すること。(説明書等に対する質問があつた場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>

また、電子調達システム未導入であつても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和8年3月2日 12 時00 分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願(別記様式1))を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする(本業務に係る見積決定及び契約締結は令和8年4月7日とするが、当該業務に係る令和8年度予算成立が4月7日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約する)。
- (8) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は説明書による。